

北海道行政書士会十勝支部

とがち

支部だより

令和3年1月号

年初ご挨拶

北海道行政書士会十勝支部長 谷川 秀治

令和3年を迎えまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

昨年1月に国内での感染者が出て以来、国内外を大きく揺らす騒動となってしまった「コロナ禍」ですが、いまだ収束のメドも立っていない中、通常業務の傍ら、コロナ対策における各種業務について、市民の皆さんの負託に応えるべく、奮闘されていることに敬意を表する次第です。

当支部の行事も軒並み中止となっしまい、恒例の「新春セミナー」「交礼会」も開くことが出来ず、斯様なご時勢とは言え、心苦しいところです。

そのような状況ではありますが、2月23日に「行政書士記念日無料相談会」だけは、何とか開催をする方向で、担当部署が感染対策をあれこれ検討しながら、準備をすすめております。例年より多少窮屈な相談会になるかもしれませんが、多くの市民に行政書士の存在を知ってもらい、市民が日頃抱えている『お困りごと』『これからの道すじ』等の解決に少しでも応えていける相談会にしたいと考える所存です。

どうか、会員の皆様におかれましても、日頃の相談業務に合わせ、同相談会のPRにもお力を貸していただきますようお願い申し上げます、年初のご挨拶とさせていただきます。

無料相談会

2月23日(火・天皇誕生日)、帯広駅南口所在の【とがちプラザ】大集会室において、恒例の「行政書士記念日無料相談会」を開催します。

昨年2月に同相談会を最後に、行政書士が参加する相談会は、秋の「行政評価監察局」の相談会で関与した以外は、すべて中止となったことから、市民の皆さんの動向も気になるところです。また、こうした相談会が行われていないことから、多くの市民の方が来所されるのではないかと想定し、コロナ感染拡大防止対策を採って、開催すべく広報監察部では、案を練っています。

現時点では、人数制限等は行わないものの、不特定多数の方が一箇所に集まらないように、

ソーシャルディスタンス確保のため、行列マーカーの設置をし、順次受付後に整理券を発行し、相談開始時刻に再び来場していただく方法とします。受付場所には、体温計・消毒液の設置をした上、相談コーナーのテーブルには、飛沫飛散防止のパーティションを置き、相談者・応談者とも安全性に配慮するように計画しています。



9月号でもお知らせしましたとおり、各種の相談会が中止になったあおり分が集中するような気もします。そうしますと相談員として会員の皆様のお力が是非とも必要となってきます。その際は、ご協力のほどお願いしたいと思いますが、どれだけの方が来場されるか未知数でもあります。できる限り来場者の期待に応えるために、若干名の予備相談員の登録をしたいと考えています。

当日、声掛けした時点で参加することが可能な会員におかれましては、あらかじめ事務局に登録をしていただきたく、お願いいたします。予備相談員登録ご希望の会員におかれましては、2月19日(金)午後5時まで事務局あて御連絡をくださいますよう、お願いします。

最近の動き

近年、「空き家」対策に関する各界の動向を耳目にされている方は多いのではないのでしょうか。「空き家」が増加することにより、様々な問題～侵入犯罪・放火被害・災害時の支障など～枚挙に暇がないところです。関係各所でも記事末尾掲載のパンフレットのように「空き家」対策の資料を配布する等してPRに懸命ですが、多くの「空き家」や「空き地」は、所有者の存在が不明なものが多く、なかなか解消につながることはないのが、事実のようです。

持ち主は不老不死ではなく、また法人であってもキチンと承継されずに放置されてしまうものもあります。どのように経過をたどっても、相続問題や事業承継問題につながることでありますが、私たちの業務に密接につながるものが多いことから、北海道会でも(もちろん、連合会においてもです。)今後「空き家及び管理不全土地問題」に関して取組みを行っていきような動きがみられることから、普段の業務に関連する会員、今後こうした取組みに興味をお持ちの会員の皆様のために、少し解説を行いたいと思います。

なお、この解説中、業際に絡む問題も含まれていますので、ご留意いただきお読みください。

まず、おさらいを含めて、行政書士の業務から見ていきましょう。

行政書士法では、『行政書士は、他人の依頼を

受け報酬を得て、官公署に提出する書類(カッコ内省略)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする(法第2条の1)。』とあります。

さらに、①官公署に対してする書類提出や許認可において行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為の代理をすること、②審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること(ただし、特定行政書士のみ行える業務)、③行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること、④行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずることが、主なる業務となっています。

これをふまえて「空き家」や「空き地」の問題に照らして考えると、次のような業務が実施できるものと思われます。

- ㊦(推定)相続人範囲特定のための関係図作成
- ㊧遺言書原案作成
- ㊨遺産分割協議書作成
- ㊩認可地縁団体設立
- ㊪農地法の規定による許可申請・届出
- ㊫農地現況証明願
- ㊬森林法の規定による許可申請・届出
- ㊭国土利用計画法土地売買届

北海道会では、適切な管理が行われていない所有者不明等の空き家等・空き地が全国に多数存在しており、治安や景観の悪化、防災対策の機能低下、良好な街並みの維持に支障をきたすことが多いことから、社会問題化が顕著となっていることもあり、【空き家等対策委員会】が設けられ、空き家空き地の問題に積極的に取り組む方針が打ち出されています。

同委員会では、北海道全体の動きを統一して活動するための方策を次のように打ち出しています。

- ㊸ 市町村と緊密な連携のもと、所有者名義人等や相続人の確認及び探索等を行う。
- ㊹ 空き家・空き地等の推定相続人あるいは所有者本人より事前整理の相談がある場合は、市町村と連携して解決にあたる。
- ㊺ 市町村と連携して空き家・空き地を利活用

した街並み形成に寄与する。

- ① 市町村と連携した無料相談会に取組み、空き家・空き地等の発生防止に努め、発生した場合は市町村と連携して解決にあたる。
- と、4つの柱で対応するようにしているそうです。

いずれ北海道会から正式にかつ詳細な提示がなされてくることと思いますが、必要なこととして、相続の知識・事業承継の知識・農地法及び森林法に関する事務手続の知識は、必須要件になると思いますし、こうした案件については、単独で業務にあたるよりも、共同作業等によりそれぞれの強味を活かして複数人でタッグを組めるようになると多くの案件にも、困難な案件にも対応することが可能になると思われます。

当支部としても、北海道会からの情報把握に努めるとともに、時流に遅れないための対応につき、知識習得のための研修などと合わせ実施をしていきたいと考えています。

下にあるようなパンフレットは、総合振興局や市役所などにも置いてありますので、これから少し勉強してみたい方は、どうぞお手に取って、準備をなさるのも一方法かと思えます。

HOKKAIDO AKIYA GUIDEBOOK

「空き家」ガイドブック

「空き家」の何が問題で、問題にならないようにするにはどうしたいのか、いま現在空き家の所有者ではない人にも将来的に役立つ情報満載です。

全国的にも問題になっている空き家。しかし、人の住んでいない家の全てが問題なのではありません。問題なのは人が住まなくなり、手入れのされない状況が続くことです。手入れをしない家の変化は進み、高く家の一部が飛び散ったり、壊れたりすることもあります。また、ゴミが不法投棄されるなど景観も悪くなり地域全体にも悪影響を及ぼすので、お手入れを定期的に行えば、その後の管理のコストも下がります。夏草も伸びて下がるのを防ぎます。空き家を積極的に活用していきますよ。

01 様々な事情で「空き家」が増えています

空き家になる事情は実に様々。自分や親が住んでいる家だけでなく、相続の関係で遠い親戚の家の管理者となる可能性もあります。

- ◎誰がどうも管理が面倒となった。
- ◎家族が海外移住し、管理が難しくなった。
- ◎高齢となった親親が子どもの家で問題を発生させた。
- ◎取り壊しを希望していたが、高齢になり高齢に入ることになった。
- ◎転居になった。戻ってくる確率がわからない。

02 道内でも空き家が増加中

住宅総数が世帯総数を上回っています。空き家の約1/3の使い道が未定

住宅総数が世帯総数を上回り空き家が増加しています。使い道が決まらない空き家のほとんどが戸建て住宅です。

空き家情報バンクを活用しよう! www.hokkaido-akiya.com/

北海道空き家情報バンク

平成28年4月に北海道内の空き家を網羅できるサイトがオープンしました。所在地から検索ができるほか、住所・用途・築年などの検索も可能。また、利用者の暮らしに役立つ情報も掲載しています。

「し」など提供するライフスタイルや、「学」などの空き家バンクを運営している町村もありますので、ぜひ活用してください。また、空き家バンクの活用には、各市町村にも問い合わせることで、ほかの活用方法も紹介させていただきます。

どこまで、いつまで書けるか…

「行政書士法って」③

9月号では、法改正に関する動きについて触れました。私達行政書士を規律する法改正にあたっては、ちょっとしたハプニング(?)がありました。それは、似たような分野で活動している「司法書士」法の改正と時期が重なってしまったことです。

司法書士法の改正(令和元年6月6日成立、令和2年8月1日施行)で「目玉」と思われる箇所は、『その業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること』を使命とする旨、条文に明確化されました。

司法書士同様に「権利擁護」の明確化を企図していた行政書士法の改正は、同法成立のあおり(?)を受け、遅れること半年、法律の目的に、『国民の権利利益の実現に資することを目的とする』ことを明記する(第一条関係)として改正行政書士法が成立しました(令和元年12月4日公布、令和3年6月4日施行)。

「権利擁護」と「権利実現」この言葉の意味するところは何でしょうか。行政書士はご存じのとおり、争訟性のある業務に関与することはできません、弁護士の独占業務です。また、権利義務に関する問題を裁く裁判所への書類の作成も弁護士又は司法書士の独占業務です。

こうしたこともあるため、「権利擁護」分野に参画するためには、大きなハードルがあったものと思われます。現に行政不服申立の行政書士への代理権付与にあたっての法改正時には、日本弁護士連合会は反対の声明を發表しています。

しかしながら、行政書士のみならず、権利義務のための手続をもっと使い易くしてほしいという国民の期待は高まってきていました。司法書士法改正から遅れること半年。ようやく法改正となり、これまで以上に活動の場が広がると考えられます。

もちろん、業界問題はありますので、何でもできるようになるわけではありません。また、法が変わったからと言って、自動的に自分達の身に知識がつくわけでもありません。国民の「権利実現」に資するとは一体どういうことを指し、どういう業務のやり方で負託に応えていくことができるのか、十分に検討し、これまで以上に研鑽を積む必要があるのではないかと思います。

法の施行まで4ヶ月余りとなりました。【身近な街の法律家】として益々期待に応えられるように、準備をすすめたいものです。

※ 3回にわたって、徒然書いてみました。ご意見等頂戴できますと幸いですし、今後も機会があれば、連載します(鈴木)

新入会員の紹介

～令和2年11月入会～

かねだ やすゆき
氏名: **金田 恭之**

事務所: 帯広市白樺16条東12丁目9番地

電話: 0155-66-9455

一言： 11月1日付で登録となりました金田です。行政書士、整理収納アドバイザーの資格を活かして遺品整理や家の片付け、遺産相続手続き等お客様に寄り添うことを心掛け取り組みたいです。
どうぞよろしくお願いいたします。

～令和3年1月入会～

氏名：喜多^{きた}朱美^{あけみ}
事務所：帯広市西22条南4丁目21番45
電話：070-8316-5738

一言： 令和3年1月1日付で登録となりました喜多と申します。
前職では、長く研究活動を行ってまいりました。行政書士とは対照的な分野から参りましたが、研修会などに積極的に参加して、新しい気持ちで一からチャレンジしていこうと思っております。
よろしくお願いいたします。

新入会員の皆さん、ご自分のそれぞれ強みの分野はどんなところでしょう。それともどんな分野で活動していこうと思っていられるでしょうか。

これからのご活躍を祈念しています。

成年後見へのお誘い

9月号でもお知らせしましたが、再びお知らせさせていただきます。

北海道行政書士会には、成年後見が広く利用され、その利用者の福祉増進に寄与することを目的に、平成21年7月に【北海道成年後見支援センター】が設立され、行政書士会の定める研修を経て入会のできる組織を設けています。

現在会員は、道内に140人余りの加入がありますが、ここ十勝(十勝帯広支部と言います。)では、わずか5人しかいません。

近年成年後見の申立は増加傾向にあり、帯広市や周辺町村が養成する「市民後見人」ではまかないきれない状況になりつつあります。

国民の権利を守る大切な「業務」として成年後見に携わってみませんか。今後、法人後見にも対応するよう、制度構築中です。初めての方に

もセンターと共に進められるようになる予定です。
詳しくは、北海道成年後見支援センター十勝帯広支部鈴木政昭までお問い合わせください。

※事務所所在地・補助者情報に変更等がありましたら、事務局までお知らせください。

※日本行政書士政治連盟の加入は、お済でしょうか？加入申し込みは、事務局まで。

編集後記

「コロナ禍」は、一向に静まる気配がありません。何かどこか厚いオブラートに包まれているのか、先の見通しができないまま、人々や経済の往来が細っていく、「日本」という(他の国もそうなのかもしれない…)国が風前の灯火になってしまうのではないかと思います。世の動きにそのまま流されるわけにはいきません。

コロナを正しく「知り」「恐れ」「対応する」ことが必要です。決して、このままの状態が続くわけもなく(作為的に「何か」は起こるかもしれません。)、やはり毅然と行動することにかかっているのだと思います。

皆様のお手元に届く頃には、経過していると思いますが、今年の節分は、地球の公転周期によって、二十四節気が微妙に調整されて、立春が2月3日になることから、124年ぶりに2月2日だそうで、カレンダーを見てびっくりした方もいらっしゃると思います。「豆まき」は2日、コロナを含めて『邪気』払い済みましたでしょうか。

前号にも記しましたが、平穩が早期に訪れますことを祈りつつ、発送作業等が遅れてしまい申し訳ありませんが、1月号をお届けします。

発行日 令和3年1月31日
発行人 谷川 秀治
編集人 渡部 亮介・鈴木 政昭
発行所 北海道行政書士会十勝支部
事務局 帯広市東3条南25丁目1番地2
行政書士佐藤芳夫事務所
TEL 0155-67-1777
ホームページ <http://tokachi-gyosei.com>
印刷所 東洋株式会社